

# 登記手続案内の 予約制のお知らせ

長崎地方法務局では、登記の申請に関する

手続案内は**予約制**により行っています。

事前に電話によりご予約をお願いします。



長崎地方法務局  
イメージキャラクター  
「ジャツ君」

## 不動産に関する登記手続案内

本局登記部門…TEL 095-826-8127	平戸支局…TEL 0950-22-2263
諫早支局 …TEL 0957-22-0475	壱岐支局…TEL 0920-47-0164
島原支局 …TEL 0957-62-2513	五島支局…TEL 0959-72-2261
佐世保支局 …TEL 0956-24-4850	対馬支局…TEL 0920-52-6463

## 商業・法人に関する登記手続案内

本局登記部門…TEL 095-826-8127

## 手続案内日

本局登記部門・諫早支局・佐世保支局…月曜日から金曜日まで  
島原支局・平戸支局・壱岐支局・五島支局・対馬支局…月曜日・水曜日・金曜日

長崎地方法務局

# 登記手続案内をご利用のみなさまへ



## ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。  
20分を過ぎると、次の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。



## 見本をお渡しします

法務局のホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。

申請書類に、どのような内容を記載するのか一般的な事項についてご説明します。



## 事前の審査・法的判断はできません

登記手続案内は、職員が申請前の書類に不備がないか審査するものではありません。

登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



## 申請書はご自身で作成してください

申請書類の一般的な記載事項については説明しますが、職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



## ご利用は申請を予定している当事者のみ

申請人本人（親族・従業員）のご利用に限らせていただきます。本人確認をさせていただきますこともあります。

司法書士・土地家屋調査士の方は、ご利用いただけません。



## ご利用の際は必ず予約をお願いします

登記手続案内は、予約制で行っています。

ご利用の際は、事前に予約をお願いします。

ご予約は、電話又は来庁してすることができます。

ご協力をお願いいたします。

長崎地方法務局

# 法務局ホームページのご案内



上記画面から該当するものをクリック

オンライン申請についての案内中、  
「**書面申請**」をクリック

上記画面の黄色枠部分をクリックすると、  
申請書のつくり方等の具体的な説明が  
記載されています

**法務局のホームページもご利用願います**